教私第１０４１－３号
平成３０年５月２１日

各 法 人 代 表 者　様
各私立高等学校長　様
（通信制の課程）

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

記

**１　変更交付決定（予定：６月２１日（木））までの事務の流れについて**

**■６月１４日（木）までに府への申請が必要な書類**

【府への提出書類】

〇変更交付申請書（要綱様式２、様式２（別添）（新制度用・旧制度用各１枚））

・要綱様式２について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。

・様式２（別添）について、「錯誤訂正分ほか上記に該当しないもの」の欄に記入した場合は、その明細を記したものを合わせて提出してください。

〇就学支援金申請額月別内訳

・紙媒体は不要です。電子データを次のとおり電子メールにて送信してください。

提出先アドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

メールの件名：【〇〇高等学校　就学支援金申請額月別内訳】

・月別の受給資格者数については、次の（１）から（４）の合計人数を記入してください。

（１）当該月の就学支援金を支給している者

（２）当該月の就学支援金の支給を停止している者

（３）当該月の就学支援金の支払を差止めている者

（４）受給資格者のうち、授業料が全額免除されることなどにより就学支援金が０円となる者

※「一律分（人数・金額）」の欄には、受給資格者のうち、一律分のみ支給されている人数及び金額の合計を、「加算分（人数・金額）」の欄には、受給資格者のうち、それぞれの加算区分の人数及び金額の合計を入力してください。（加算分は、一律分の外数となるよう入力）

【申請及び提出期限】

〇紙媒体到達　　６月１４日（木）必着

**■６月２１日（木）に学校へ変更交付決定通知予定**

・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

変更交付決定の通知を受領後、各学校において「変更支給決定（支給予定）通知書（新制度対象者：様式４９、旧制度対象者：様式３８）」を当該生徒に交付してください。

■７月１０日（火）に各学校へ第２期分の交付予定

・私立高等学校等就学支援金（第２期分）については、国からの示達（内示）及び今回の変更交付決定額を踏まえ、改めてお知らせします。

## ２　受給資格認定等にかかる随時処理について

■認定・消滅・停止・再開等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類

【府への提出書類】

①受給資格の確認ができた受給資格認定申請者一覧（新規認定者のみ）（様式２－１（１単位あたりの授業料を徴収する場合：様式２－２））

・随時処理時における、認定申請者一覧の送付は、新規認定者のみとしてください。既認定者が、新たに履修登録をする場合等、既認定者に係る一覧については、変更交付申請時にまとめて送付いただきますようお願いします。

②受給資格消滅者一覧（新制度：様式８、旧制度：様式１０）

・生徒の退学、転学などにより、受給権が消滅した場合に消滅者一覧を提出してください。
（卒業又は支給期間満了の場合は、提出不要）

・消滅者一覧の備考欄には、受給資格認定を受けた月（支給開始月）における残支給期間〔月数〕（例：３６月）と最終在籍日（例：H30.5.31 付転学）を記入してください。また、支給停止期間がある場合には、その期間も記入してください。（例：支給停止 H29.9～H30.3）

・１単位あたりの授業料を徴収する場合には、消滅者一覧に**別紙様式（受給資格消滅者一覧（１単位あたりの授業料を徴収する場合）の添付資料）**を添付してください。この場合、支給停止期間については、備考欄への記入を省略することができます。

③支給停止申出書（新制度：様式２０（省令様式第２号）、旧制度：様式１８（旧省令様式第３号））

・生徒が休学し、支給停止の申出があった場合（※）に、申出書原本を府へ提出してください。

・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。

・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号、支給開始年月及び入学時の残支給月及び残単位数を記入してください。
（例：認定番号：17-027-0099-9999、支給開始年月：平成○年○月、入学時残月○月・残単位○単位）

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。支給停止は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。
（例：H30.6.1 から休学し、H30 年 6 月から支給停止をしようとする場合は、H30. 6.1 までに申出書を提出）

④支給再開申出書（新制度：様式２４（省令様式第３号）、旧制度：様式２０（旧省令様式第４号））

・支給停止をしている生徒が、復学した場合には、必ず収入状況届出書（旧制度の場合、加算支給届出書）を添付した、支給再開申出書を学校へ提出させ、申出書原本を府へ提出してください（収入状況届出書等は学校保管）。
ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、収入状況届出書等への添付を省略することができます。

・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。

・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号及び支給停止期間を記入してください。（例：認定番号 17-027-0099-9999、支給停止期間：H29 年１月～H30 年１月）

※支給再開は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。

（例：H30.7.10 から復学（H30.7.9 まで休学）し、H30 年 8 月から支給再開をしようとする場合は、H30.8.1 までに申出書を提出）

【提出期限】

・毎月５日、２０日（※）の１８時までにセキュアＳＡＭＢＡにデータを保存の上、各帳票を提出してください。

※６月分の随時処理については、**５日（火）、２０日（水）**とします。

※７月分の随時処理については、**５日（木）、２０日（金）**とします。

※８月分の随時処理については、**６日（月）、２０日（月）**とします。

※各締切日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日の１８時までとします。

※交付申請等により、随時処理を行わない場合は、別途メール等によりご連絡します。

## ３　その他

○新制度対象者に係る収入状況届及び旧制度対象者に係る７月加算のシステム入力の締切りについては、次のとおり予定しております。詳細については、改めて通知させていただきます。

【システム入力期限】

（新制度）収入状況届　　９月５日（水）

（旧制度）７月加算　　９月３日（月）

○平成３０年度市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額に基づく年間総支給額を反映した変更交付申請は、９月２１日（金）を締切りとする予定です。

【担当】
大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ　泉
電話　06-6210-9275　内線 4835